

下関市 産業廃棄物不法投棄(犯罪)に加担

黒井不法投棄は詐欺、不法投棄、不動産侵奪と三つの犯罪行為が行われています。市は今もなおこの犯罪を認めておらず、その犯罪行為を放置し、犯罪被害者の金山さんは行政の規制権限不行使という職権濫用(刑法193条)により問題解決することが出来ません。また市だけでなく警察、検察も同じく解決に背を向けています。警察は市の姿勢を理由に金山さんの被害届を受理せず、検察は金山さんが出し続けた刑事告訴状を「複雑でまとめられない」と昨年12月に返却して来ました。そのため金山さんが弁護士にまとめてもらった新たな告訴状を本年1月19日に提出したにもかかわらず、今もなお受理、不受理も明らかにせず、担当検事は電話をしても連絡が取れず棚上げが続いています。つまり体制ぐるみでこの黒井不法投棄を事件化しないようにしているのです。

問題解決のためには下関市の対応について広く市民に明らかにする必要があります。

1月19日に送付した刑事告訴状にもあるとおり、次の違法行為は明らかです。

① 産業廃棄物管理票報告書のデタラメ記載の受付は規制権限違反(刑法193条)

告訴状の第1、第2に見る通り、産業廃棄物管理票交付等状況報告書のデタラメは産業廃棄物管理のデタラメを表しています。とりわけ産業廃棄物が黒井の建設残土等に混入、放置されたままであり、廃掃法第十二条の三第一項所定の記載事項を欠いたり、虚偽の記載をした管理票を交付してはならないのであって、当然、届出することもできない。これは同法27条の2第1項1号に該当し、「一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」の罰則が科せられるものである。にもかかわらず何ら規制権限を行使せず、産業廃棄物の不法投棄を見逃したのは規制権限義務違反であり刑法193条(職権濫用)に該当する。(別紙1〈株A社の報告書〉、別紙2〈株S社の報告書〉) ※住所、電番は削除しました

② 虚偽公文書回答(刑法156条)

「コンクリートくずは産業廃棄物か?」との市民からの公開質問状に対して「廃棄されたら廃棄物の可能性があるが、残土は廃棄物ではない。」との市の公文書回答は問いに対する答えになっていない。また廃棄物の定義から著しく逸脱している。廃棄物とは占有者の意思と物の性状によって判断されるものであり、占有者が15年間も放置した「廃棄物混り土」の利用には莫大な分別費用がかかるものであり、性状からも廃棄物と定義しうる。市の公文書回答は黒井に放置された廃棄物混り土が不法投棄であることを隠蔽するための非論理的な虚偽公文書回答であり、廃棄物規制権限を持ちながらそれを行使しないための虚偽公文書といえる。《印章・署名がある公文書(有印公文書)のときには、1年以上10年以下の懲役と定められ(刑法第156条)、なお、虚偽公文書は平成21(2009)年の中尾市長の回答書以来一貫して行われており、時効は成立していない。》

③ 産業廃棄物の不法投棄(廃掃法12条2項違反)

コンクリートくずは明らかに産業廃棄物であり、産業廃棄物（20品目）は廃掃法上、処分・保管基準が規定され（法12条第2項「保管基準」）、これに反する産廃物の放置は不法投棄（法16条）に該当することを環境省にも確認済。

④ 改善命令も出さず（廃掃法19条3項の規制権限違反）

市は現場を探查して産業廃棄物を確認した以上、業者に対して撤去するように改善命令（法19条3項）を行うことが出来たにもかかわらず、何ら行政指導もして来なかった。その結果、15年を過ぎた今もなお産業廃棄物の不法投棄が継続している。

⑤ 不法投棄は犯罪（廃掃法25条1項、32条1項1号）

法人のかかわる不法投棄は「5年以下の懲役若しくは3億円以下の罰金、またはこれを併科する」（法25条1項及び法32条1項1号）とされている。

⑥ 告発義務違反（刑事訴訟法第239条2項）

市自身もUとの口頭約束で不法投棄（犯罪）被害を受け、市民の共有財産の市有地4,351㎡を失う大損害を受けた。ところが市はUへ形ばかりの告訴を取り下げ、同人による黒井産業廃棄物不法投棄に対して告発も行わなかった。これは黒井不法投棄を犯罪と見ない立場を明らかにしている。公務員として「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」（刑事訴訟法第239条2項）に反している。

まとめ

- 本来、市は不法投棄被害の訴えに対し、迅速に現地を探查し関係業者から事情聴取し同工事に係った法人、個人に対して、放置された産業廃棄物を業者らに適法に処分させるべきであった。にもかかわらず黒井現地で廃棄物があることを確認しておきながら、被害者に対して「廃棄されたならば廃棄物の可能性があるが、排出者不明のため廃掃法の廃棄物ではない」というあり得ない廃棄物の定義の虚偽公文書回答により自らの廃棄物管理行政の責務を放棄し、被害者に自己解決を求めたことがこの発端である。
- そのため被害者の金山さんはこの建設残土等の撤去のために裁判を1，2次にわたる10年間の裁判闘争を含め、15年間以上の膨大な時間と労力を費やさせられた。
- 加害者Uは金山さんが被害にあう1年前、下関市との口頭契約で長府扇町の市有地4,351㎡を借り、そこに廃棄物混り土を不法投棄し、結局、同市有地を失わせた。ところが市はUへの告訴を取り下げ、黒井の産業廃棄物の不法投棄は行政指導もせず、告発もしない。市は黒井現地を建設残土等の最終処分場として莫大な不当利益を得たUを放置し、そのUによる賃貸契約不履行で不法投棄被害者の金山さんを見棄てた。市が産業廃棄物の不法投棄を認めないことは黒井不法投棄犯罪へのほう助、加担以外の何物でもない。
- 環境省の『行政処分の指針』（p44~45）にはこうした廃棄物の不法投棄には行政として警察とも連携して「積極的に告発しなければならない」旨規定されている。下関市は廃掃法と『行政処分の指針』に基づき産業廃棄物の不法投棄を認めなければならない。（鋤野）

無償化排除も補助金カットも個人通報制度で解決できる

2012年12月26日に第2次安倍政権が発足し、その二日後に下村文科大臣は「拉致問題に進展がない」「総連との関係」「現時点では国民の理解が得られない」を理由として朝鮮学校を高校無償化制度の適用除外を表明し、山口県も下関市も2013年度より山口朝鮮初中級学校への教育補助金を全額ストップして12年が過ぎた。

「裏金」の下村大臣の言う除外の理由は日本が批准した国連の社会権規約、自由権規約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約に明確に違反した差別である。北朝鮮に対して拉致問題解決を求めたとしても、それを口実に政府が朝鮮学校を差別することは条約で禁じられている。北朝鮮が総連と関係があるとの政治的理由による子どもらへの差別も禁じられている。国民の理解が得られないというのも理解が得られるように努力するのが条約批准国の責務であり、朝鮮学校への理解を深めるために何ら努力も行わず、この12年間やってきたのは国家権力による少数民族差別そのものだった。

国連人権機関は相次いで日本に差別是正の勧告を出し、日本政府が「法的拘束力はない」と無視し続けたが、それが憲法98条2項（条約順守義務）違反となることもほとんど論じられて来なかった。日本政府がこの間やってきたのは在日コリアンの子どもたちの学ぶ権利を規制し、民族学校つぶしというひどい国際人権条約違反であり、それに県も市も無条件で付き従うという人権条約に反する姿を露呈している。

無償化排除や補助金削除等は「国連人権機関では、はっきりと「教育における差別」と認定していることは重く受け止めなければならない。阿部浩己神奈川大学教授（国際人権法）は（略）「問われているのは、北朝鮮の振る舞いではない。日本の中で生きる子供たちを等しく処遇できない、私達日本人自身の姿勢である」と述べている。（田中宏「高校無償化法における「高等学校の過程に類する課程」に関する意見書」『高校無償化裁判』2015年7月、月刊イオp145より）

こうして国連人権機関から度々是正勧告を受けながら正そうとして来なかった日本政府もこの条約に付随する個人通報制度を批准しておれば、たとえ国内裁判で敗訴しても個人通報により国連人権機関が差別是正の理由書付き勧告を日本政府に送り、政府はそれを無視することはできず差別を是正せざるを得ない。日本政府は最初の人権条約批准からもう45年間も個人通報制度を拒否している。今ではOECD38か国でイスラエルと日本だけが拒否国である。戸塚悦朗弁護士は「日本政府は、最高裁判所の上に国際裁判所ができるのと同じことになると、恐れていて、批准しないのです。」という。日本の誤った最高裁判決を覆す確実な方法がこの個人通報制度であることを認識して、ぜひ日本もこの制度を持つべきという声を上げていきましょう。

県の言い分に反論

朝鮮学校への補助金に対して県は判で押したように次の文句を使う。①朝鮮学校を高校授業料無

償化の対象外として「国の考え方」、②補助金に対する「他県の動向」、③北朝鮮の様々な行動に対する国内外の受け止め、これらを総合的に勘案し、現時点では**県民の理解が得られないと判断している。**

しかし、国連人権理事会は日本に高校無償化も補助金復活も是正勧告を出しているのに、政府がこれを無視して来た。政府と地方自治体は国際人権法及び憲法に違反している。個人通報制度があれば、最高裁で敗訴となっても逆転勝利できるが個人通報制度を拒否しているため、いくら条約に反していても訴えることができない。ここで県の言い分がいかに国際人権条約と憲法に反しているかを見てみよう。

県の公式見解	国際人権条約と日本国憲法
<p>①朝鮮学校を高校授業料無償化の対象外として「国の考え方」</p>	<p>「国の考え方」（下村発言2012年12月）が間違っている。下村大臣はその排除の理由として</p> <p>① 拉致問題に進展がない。</p> <p>② 朝鮮総連との関係</p> <p>を上げているが、国際人権法では①、②の政治や外交上の理由をもって締結した国際人権条約の差別適用は以下のとおり否定されている。</p> <p>「この規約の締結国（日本）は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」（社会権規約2条2項）</p> <p>「種々の形態の中等教育（略）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。」（社会権規約13条2項(b)）</p> <p>「経済制裁は、国際的、地域的また一方的に、ますます頻度を増して課されるようになっている。（中略）しかし、人権に関する憲章の規定（第1条、第55条及び第56条）は、かかる場合においてもなお完全に適用があると考えられなければならない。」（一般的意見第8（1997）経済制裁と経済的、社会的及び文化的権利の尊重との関係）</p>
<p>②補助金に対する「他県の動向」</p>	<p>社会権規約にあるごとくすべての人の人権が差別なく保障されなければならない。「他県の動向」を理由にするものであってはならない。県は政府の批准した国際条約に基づきすべての人の人権が保障される社会の実現に向け社会全体の理解を促進しな</p>

	<p>なければならない。国際人権条約は憲法98条第2項に従い遵守されなければならない。</p>
<p>③北朝鮮の様々な行動に対する国内外の受け止め</p>	<p>外交関係上の問題、及び朝鮮総連との関係という<u>政治上の事情</u>に基づいて、子どもの教育を受ける権利に対して差別的取り扱いをすることは国際人権条約上許されない。</p>
<p>④これらを総合的に勘案し、現時点では県民の理解が得られないと判断している。</p>	<p>「県民の理解が得られない」～<u>すべての人の教育を受ける権利の保障は「国民の理解の有無」にかかわらず、国際人権諸条約を批准した締約国の義務である。県民の理解を促進すべく努力するのが締約国としての責務でなければならない。県民の理解が得るための何の広報活動も行わず、朝鮮学校訪問を一度も訪問すらしない態度は子ども達の学ぶ権利を守るのではなく、条約の不履行であり職権濫用ということになる。</u></p> <p>「<u>すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。このため、法律は、あらゆる差別を禁止し及び人種、皮膚の色、性、言語、宗教、<u>政治的意見その他の意見</u>、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障する。</u>」（自由権規約第26条）</p>

子ども基本法の施行 差別解消を

子ども基本法が昨年4月から施行されるようになりました。子どもの権利条約では1～40条の中で「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生きる権利・育つ権利」「子どもの意見の尊重」など、さまざまな権利を定めています。日本は1994年に締約国となりましたが、条約に基づいた対応に遅れがあり、2019年に国連から勧告を受けました。それから25年が過ぎて立法となりました。

[子どもの権利条約の考え方 | 日本ユニセフ協会 \(unicef.or.jp\)](https://www.unicef.or.jp/)

こども基本法の施行によりこうした遅れを払しょくし、こども施策が確実に実行されることに期待が集まります。同時に、子どもや若者が将来にわたってしあわせな生活を送れる社会となるよう、一人ひとりが意識していくことが大切です。（[【わかりやすく解説】令和5年4月に施行「こども基本法」とは？なにが変わるの？ | ままのて \(mamanoko.jp\)](#)）

子ども基本法の活用を！！山下市議の報告

4月28日（日）「活かそうこども基本法」というタイトルで山下隆夫下関市議（下関日朝友好議員連盟代表）からご報告がありました。この法律の対象はすべての子ども、となっており差別してはならないとなっています。これに補助金はもちろん、学校給食は適用できないか？ 良い法律が

出来たので協力して取り組んでいきたいと決意が述べられました。

また朝鮮学校の実情として呉校長からは子ども基本法の要望事項の四つの柱である①高校無償化の適用、②補助金の再支給、③外国人学校への公的支援、④外国人学校を正規の学校として支援を。

学校給食が市内の公立小学校では行われているが、朝鮮学校ではずっと週一回の給食をオモニ会等で取り組み普段は弁当であり、朝鮮学校にも適用すべきだろう。

国際人権条約を批准しながら永年履行して来ないために国連人権理事会から実施を迫られてようやく制定された子ども基本法を活かして永年の差別を無くしていくように求めていきましょう。

《今後の取り組み》

1. 憲法学習会

5月3日（金）13:30～

場所 川中公民館（視聴覚室）

講師 平岡秀夫さん（弁護士・元法務大臣）

講演 憲法を変えるより憲法を活かす政治を

（参加無料・カンパ歓迎）

主催 総がかり行動下関

朝鮮学校を支援する山口県ネットワーク、ニコリ会・下関、いのちの関門ネッツ

3. ニッコリ会・下関総会

6月15日（土）13:30～ロクスひよ
りやま（前労働教育センター）

ニコリ会・下関が出来て12年が過ぎました。不十分なところが多々あるかと思いますが、一人では出来ないことを取り組めて来たと思います。この1年を振り返り、新たに再スタートしたいと思いますのでどうぞご参加、ご協力をよろしくお願いいたします。

2. 戸塚悦朗氏講演・対話会

5月18日（土）14:00～16:30

場所 下関市生涯学習プラザ 宙のホール

講師 戸塚悦朗さん（弁護士）

講演 『すべての人の尊厳が守られる社会をめざして一下関でヒューマンライツについて考える』（資料代500円）

共同主催 アムネスティ下関グループ、朝

4. 「坑口を開けよう」集会

7月15日（月・祝）午後 時刻は

まだ分かりませんが、歴史的な取り組みにぜひ立ち会いましょう。主催 長生炭鉱水非常を歴史に刻む会（0836-21-8003 井上）